

第 5 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和元年 5 月 1 6 日 (木) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子

以上 9 名

欠席部会委員 24 前田 孝幸

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：澤田担当副主幹、柴山担当副主幹
白山：境担当副主幹 美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 14 宮本 政春・16 中谷 秀也

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 4 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地役権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 非農地証明願について
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 第5回第2農地部会を開会させていただきます。
欠席委員は、24番 前田 孝幸委員です。
議事録署名者を指名させていただきます。14番 宮本 政春委員、16番 中谷 秀也委員、よろしくお願いします。
- まず会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 すみません。議案の審議に入らせていただく前に、恐れいりますが議案書の差し替えということで、皆様のお手元におかさせていただきました。
差し替えを行う理由でございますが、訂正箇所が数カ所におよんだため、新議案書のとおり訂正させていただいたところでございます。
以上で、議案書の差し替えについての説明を終わります。大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。
- 事 務 局 それでは報告案件のご説明をさせていただきます。議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から9で、件数は9件、合計面積は田で15,887㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから5ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
番号1から7で、件数は7件、合計面積は32,545.53㎡で、その内訳田が22,981㎡、畑が9,081㎡、その他は宅地で483.53㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

6ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 一般個人住宅用地
でございます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で301㎡でございます。

7ページをお願いします。
報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、有限会社 _____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田125ha 畑6.7ha 合計131.7ha。

番号2、有限会社 _____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田43.3ha 合計43.3ha。

以上件数は2件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりですので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 大三、受人 _____、面積 21,191㎡、渡人 _____、面積 1,978㎡、申請地 白山町三ヶ野米ヶ瀬 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 36㎡ 外2筆、合計面積 694㎡。

これにつきましては、受人は、受人の要望により渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 竹原、受人 _____、面積 13,674.91㎡、渡人 _____、面積 3,399㎡、申請地 美杉町竹原鳥首 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,610㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 下之川、受人 _____、面積 1,210㎡、渡人 _____、面積 1,891㎡、申請地 美杉町下之川山口 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 72㎡ 外8筆、合計面積 1,891㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は3件、合計面積は4,195㎡、このうち田が3,586㎡、畑が609㎡でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1 番 お願いします。

中谷委員 1 6 番 中谷です。5 月 1 0 日の日に確認をしてまいりました。西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の担当です。場所は白山町の一番外れです。一志寄りの 5、6 0 m 行けば_____、_____というところです。受人の_____、現在あちこちで田んぼを引き受けてやってみえまして、この場所でも、こんな遠いところでよう頑張ってもらっています、ということで何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 2 番、3 番 お願いします。

結城委員 1 8 番 結城です。2 番、3 番の説明をいたします。1 0 日の日に地元推進委員と行政書士、事務局とで現地を確認いたしました。渡人は遠方に居住していることから、耕作ができないため、隣接する田を耕作されている_____に譲渡をしたいということです。よろしくお願いいたします。

それから下之川の 3 番、同じ日に地元推進委員と行政書士の方と事務局で現地を確認いたしました。渡人の_____は遠方に居住していることから耕作ができないため、休耕状態であるので兄弟に何度も管理をお願いしていたが、その兄弟も高齢化や色々なことがあり、管理がしにくいということで、受人の_____に譲渡したいということでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 1 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 9 ページをお願いいたします。
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号 1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居小野辺町東山神_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 9 8 1 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、277.2㎡、パネルの設置率は、不整形地による有効設置面積の減少により、転用面積の28.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____ 代表役員 _____、渡人 _____、申請地 戸木町北興_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,000㎡ 外2筆、合計面積 2,002㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を放課後デイサービス事業所用地および駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。また、当該申請については土地造成を伴うことから、都市計画法第29条の開発許可の申請について事前協議中となっており、開発行為の許可と同時の許可となります。

番号3、地区 久居、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 戸木町池尻_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,603㎡ 外3筆、合計面積 4,317㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を物流施設用地とするものです。

農地区分は第1種農地と判断されますが、農地法施行令第4条第1項第2号に規定される特別な立地基準を必要とし、農地法施行規則第35条第4項に規定する流通業務施設であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

また、当該申請については土地造成を伴いますが、都市計画法第29条ただし書きに掲げる開発行為に該当（第3号）することから開発許可は不要となります。

番号4、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 新家町落合_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 568㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、489㎡、パネルの設置率は、転用面積の86%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 新家町落合_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,180㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、576㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 新家町落合_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,328㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、576㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま

す。

番号7、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 新家町落合 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 1, 378 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、576 m²、パネルの設置率
は、転用面積の41.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま
す。

番号8、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 新家町浜
井場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 127 m²外2筆、合計
面積 1, 458 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、576 m²、パネルの設置率
は、公道法面を除く設置有効面積1, 380 m²の41.7%になります。農地
区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 久居、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 新家町浜井場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 565 m² 外1筆、合計面積 1, 132 m²。これにつきましては、受
人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするもので
す。パネル設置面積は、576 m²、パネルの設置率は、転用面積の50.9%
になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町
上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 297 m² 外3筆、合計面
積 1, 316 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、597.8 m²、パネルの設
置率は、転用面積の45.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断
されます。

番号11、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町
上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 350 m² 外1筆、合計面
積 442 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、266 m²、パネルの設置率
は、転用面積の60%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居一
色町羽場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 575 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、199.2 m²、パネルの設
置率は、不整形地による有効設置面積の減少により、転用面積の34%にな
ります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居一色町羽場_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積 423㎡ 外1筆、合計面積 793㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、364㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬大久保_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積 310㎡ 外1筆、合計面積 627㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、378.16㎡、パネルの設置率は、転用面積の60.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 川口、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白山町川口大角_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積 174㎡ 外1筆、合計面積 616㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、334.6㎡、パネルの設置率は、転用面積の54.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 川口、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白山町川口白木_____
、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,061㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、518㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木徳田_____
、台帳地目・現況地目とも田、面積 122㎡ 外2筆、合計面積 819㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、528.12㎡、周辺の土地と一体利用することから、パネルの設置率は、46.9%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号18、地区 倭、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白山町南出西出_____
、台帳地目・現況地目とも田、面積 703㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、402.50㎡、パネルの設置率は、転用面積の57.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断

されます。

番号19、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知柳瀬_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 727㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、259㎡、パネルの設置率は、不整形地による有効設置面積の減少により、転用面積の35.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 川上、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町川上中切_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 46㎡ 外3筆、合計面積 752㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、周辺の土地と一体利用することから、パネルの設置率は、50.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 川上、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町川上西切_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 277㎡ 外2筆、合計面積 815㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の59%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は21件、合計面積は23,590㎡、このうち田が9,064㎡、畑が14,526㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局

少し補足ということで、説明させていただきます。9ページをご覧ください。9ページの番号3、_____株式会社の物流施設用地の関係でございます。案件は現在、_____の意見書の添付が遅れている状況でございます。

ただ、_____に電話で確認させていただいたところ、もう業者さんとの協議は終えておりまして、決済金も納入済みということで意見書の関係だけ会議の都合で遅れるということをお聞きしておりますので、一応、意見書と引き換えで許可書の方を交付させていただく形で対応させていただきますが、以上の形で買い取り時の調整は終わっておりますので。その点だけご了承いただきたいことをお願いしたいと思います。以上です。

議長

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番から9番までお願いします。

田口委員

6番 田口です。1番、これは午前中でした。諸戸さんと森さん、地元推進

委員で現地確認をしてまいりました。場所は_____東約100mぐらいのところ
です。2番が、これは午後でした。事務局はじめ守山会長、諸戸部会長、
私と地元推進委員とで見えてまいりました。場所は_____の北へ約50mぐら
いのところ
です。

3番 これも10日の午後、事務局はじめ守山会長、諸戸部会長、地元推進
委員で見えてまいりました。場所は_____の北側100mぐらいのところ
です。

4番から9番まで、場所は一緒のところですので一括して説明させていただ
きます。これも10日の午後、事務局はじめ守山会長、諸戸部会長、地元推進
委員で見えてまいりました。場所は_____の西北約100mぐらいのところ
です。4番だけ午前中の案件でしたけど、午後の案件が多かったもので、ここへ
一括して説明させてもらいました。4番から9番まで、以上です。事務局の説
明どおりでございますので、よろしくお願いします。

議 長 10番から13番までお願いします。

森 委 員 7番 森です。5月10日の日に現地調査を行いました。

近いところでございますので、一緒にさせていただきます。地元推進委員と
久居事務局、10番、11番に関しては本庁とです。別に何も不備もなく現地
調査を終えました。あと事務局の説明のとおりでございます。

12番ですね。同じ日に_____から南へ500m、13番も_____のバ
ス停から西へ100mの地点でございます。当日、現地推進委員の方と現地調
査をいたしました。現地調査をした結果、不備もなく無事に調査を終えました。
あと細かいことは事務局の説明のとおりでございます。審議の方よろしくお願
いします。

議 長 14番 お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。10日の日に守山会長と前田委員、事務局と地元推進委
員も立ち会いの下、見てまいりました。場所は波瀬の集落、太陽光で何度か出
てくる地区で、別に問題はないかと思っておりますので、事務局の説明のとおり
です。よろしくお願いします。

議 長 15、16とお願いします。

中谷委員 16番 中谷です。15番ですけれども10日の日に西森・中谷両委員と地
元推進委員、行政書士、白山総合支所の担当で確認しました。場所は_____の
西およそ100mぐらいのところ
です。畑となっておりますけれども、荒れ放
題で、太陽光にしてもらったらきれいになっていいかな、というようなところ
でした。

16番ですけれども_____から県道の_____に向いて500mぐらい下っ
たところ
です。以前、_____が鉄塔を立てたすぐ近くで、この土地は休耕地
ということで長く耕作はされてはおりませんでしたけれども、草刈り等をして
管理はされておりました。守山会長、諸戸部会長、事務局、地元推進委員、西
森・中谷両委員と白山総合支所の担当で見えてまいりました。

続きまして、17番、18番といきます。17番ですけれども、西森・中谷
両委員と白山総合支所の担当で見えてまいりました。場所は_____の前、_____
から西へ100mぐらいのところ
です。家に囲まれたところでして、こん

なところに大丈夫かな、というような感じはありましたけれども、周りが家ばかりで耕作できる場所ではないようです。

18番ですけれども、西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の担当で見てまいりました。場所は_____の北500mぐらいのところですか。北側の川に面した土地はすでに太陽光発電のパネルが設置されておりまして、もうはた周りもじきに太陽光パネルがつくのだなあ、という話をしていたようなところですので、何ら問題はないかと思います。以上です。

議 長 19、20、21をお願いします。

結城委員 18番 結城です。19番について説明をします。10日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認してまいりました。周辺にはあまり障害物がないので太陽光をやりたいと。申請地を譲り受け、ソーラーパネルを設置したいということです。よろしくお願いします。

20と21は全く同じところで上下した土地ですので、説明を一括でします。地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。申請地を取得して太陽光発電施設として使用したいと。隣接地の地権者、地元の関係者による、事業計画についてはすでに説明済みであるということを知っております。被害がでた時には受人の方で、全面的に責任をもって解決をするということですので、よろしくお願いします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 戸木町南川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 416㎡ 外5筆、合計面積 2,802㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に1年間の賃貸借権を設定し、申請地を砂利採取用地（一時転用）とするものです。

当該農地は農業振興地域内の農用地区域内農地に該当しますが、農地を砂利

の採取を目的に一時的な利用に供するものであることから、不許可の例外に該当するものです。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町野田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 210㎡ 外1筆、合計面積 418㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、236.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町前川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 846㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、278.20㎡、パネルの設置率は、パネル相互の影を避け、メンテナンススペース確保することから、転用面積の32.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大三、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町三ヶ野里川 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 103㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、240.48㎡、パネルの設置率は、隣接宅地と一体利用するため、転用面積の47.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大三、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町三ヶ野古垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 902㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、420.84㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は5,071㎡、このうち田が521㎡、畑が4,550㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番 お願いします。

田口委員 6番 田口です。10日の午後、現地確認をしていただきました。事務局は

じめ、守山会長、諸戸部会長、地元推進委員と私とで見てまいりました。____
____南東約500mぐらいのところで、____のすぐ東です。地元の推進委員さんにも大分説明していましたが、入口のところはただの通路ということでしたので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 2番、3番 お願いします。

森 委 員 7番 森です。5月10日の日午前中に現地調査を行いました。
諸戸部会長、田口さん、私、地元推進委員とでした。現地は、左右の土地がもうソーラー化しておりまして、その真中になっています。現地調査の結果は別に不備もなく、現地調査を終えました。これが2番です。

3番の方は、周りがみなソーラー化しているような場所であります。これも5月10日午前中、本部役員と地元推進委員と現地調査を行いました。現地調査は不備もなく、調査を終えました。以上、2番と3番とよろしくお願いします。

議 長 4番、5番 お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。10日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の担当で見てまいりました。4番、5番とも165号線久居方面から行きますと____へ上がる手前を右へ入った在所になります。4番につきましてはほぼ在所の真中、お寺の西約50mのところですか。ほとんどが宅地で一部家庭菜園に使っていたと思われる畑が、今回の対象になりました。

5番につきましてはこの在所に入っただけのところでして、太陽光が横側に設置されています。東側の方は現在建設中という状況でした。間に挟まれた土地でして柿園になっておりまして、そこそこ手入れはされておりましたので、「もったいないな」という感じはありましたけれども、いたしかたないというような状況でした。以上です。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地役権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 14ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地役権）

でございます。

番号1、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 中村町国主谷 _____、台帳地目 田、現況地目
田・道路、面積 9 1 9 m²。地役権の設定面積は、6 2 m²です。

これにつきましては、借人は、2 1 年間の地役権を設定し、申請地を進入用
道路用地とするものですが、昭和4 7 年頃から同じ目的で使用されており、始
末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2 種農地と判断されます。

以上、件数は1 件、合計面積は田で9 1 9 m²の内6 2 m²でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5 条第2 項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1 番 お
願いします。

田口委員 1 0 日の午前中に見てまいりました。場所は1 6 5 号線の _____ の北約1
0 0 m ぐらいのところですか。ほとんど何も無いような山の中のようなところ
です。これも何ら問題ないと思います。森さんと諸戸さんと私と地元推進委員と
見てまいりました。これも何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思
います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました
議案第4 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4 号については許可することに決定し
たいと思います。

続きまして、議案第5 号、農地法第5 条第1 項の規定による許可申請につ
いて（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 1 5 ページをお願いいたします。
議案第5 号 農地法第5 条第1 項の規定による許可申請について（使用貸借）
でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 新家町己
改 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 1 1 5 m²。
これにつきましては、借人は、貸人との間に2 0 年間の使用貸借を設定し、申

請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で115㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

田口委員 6番 田口です。10日の日に見てまいりました。藤巻さんと諸戸さん、地元推進委員で見てまいりました。場所は_____南約200mで新家町の在所の中です。真中ぐらいでございます。親子3代の家ということですので、よろしくお願いします。

議長 皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 この件についてよろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

議長 続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いします。
議案第6号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 栗葉、願出者 _____、申請地 稲葉町稲里_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 171㎡。

これにつきましては、課税証明書により、申請地に大正15年頃に居宅を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で171㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

森 委 員 7 番 森です。5 月 1 0 日の日に現地調査を行いました。
 事務局と本部役員と地元推進委員と現地調査を行いました。大正 1 5 年ぐ
 らいから住宅にかわっていたということで、願出者の父親の方が祖父から相続し
 た時に、土地の書き換えをするのに司法書士さんに頼んだらしいですけど、書
 き換えしただけで地目変更までされていなかったと。そこまで確認をされてな
 かったらしいです。そういうことでできてなかった状態ということです。現地
 調査の時は不備の無く調査を終えることができました。細かいことは本部の説
 明のとおりでございます。何も不備は無いということです。審議の方よろ
 しくをお願いします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。いか
 がでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました
 議案第 6 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号については証明することに決定し
 たいと思います。

事 務 局 次に別冊でお配りしました議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の
 規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の
 説明をお願いします。

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積
 計画の決定について、でございます。

資料の 2 枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で 2 4, 2 3 8 m²、
 畑の賃貸借、使用貸借で 9, 6 3 6 m²、契約件数は 1 4 件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で 2 5, 8 0
 0 m²、畑の使用貸借で 1, 6 7 2 m²、契約件数は 3 0 件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 1 6, 6 5 5 m²、契約件
 数は 7 件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 1, 9 5 9 m²、畑の使用
 貸借で 3, 1 2 0 m²、契約件数は 3 件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて68,652㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて14,428㎡、合計契約件数は54件、合計面積は83,080㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区3件、一志地区で10件、白山地区6件で合計19件、合計面積は41,536㎡でございます。なお、認定農業者への集積率は、件数で35.2%、面積で50%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」ですので、よろしくお願いいたします。

以上で2枚目の集計表については説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、皆様のご意見がありましたら。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもって、第5回第2農地部会を閉会します。

午後3時05分

上記は、第5回第2農地部会の議事を録したものである。

令和元年5月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____